

福祉サービス評価推進センターぐんま

専門委員会規程

(目的)

第1条 福祉サービス第三者評価推進センターぐんま（以下「推進センターぐんま」という。）設置規程第4条3に基づき各専門委員会の職務等について定めることを目的とする。

(認証・公表専門委員会の職務)

第2条 認証・公表専門委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
 - (2) 評価機関の認証取消に関すること。
 - (3) 評価結果の集約・公表に関すること。
 - (4) 評価結果の苦情に関すること。
 - (5) その他、推進センターぐんま設置規程第3条（8）の達成に必要なこと。
- 2 専門委員会の下に必要な応じて、部会を置くことができる。

(調査・研究専門委員会の職務)

第3条 調査・研究専門委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 評価基準の策定・改定に関すること。
 - (2) 評価方法の研究に関すること。
 - (3) 評価内容についての相談支援事業に関すること。
 - (4) その他、推進センターぐんま設置規程第3条（8）の達成に必要なこと。
- 2 専門委員会の下に必要な応じて、部会を置くことができる。

(研修企画専門委員会の職務)

第4条 研修企画専門委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 評価調査者の養成研修、フォローアップ研修に関すること。
 - (2) 評価調査者の継続研修に関すること。
 - (3) 評価機関の更新時研修に関すること。
 - (4) その他、推進センターぐんまの事業に必要な研修に関すること。
 - (5) その他、推進センターぐんま設置規程第3条（8）の達成に必要なこと。
- 2 専門委員会の下に必要な応じて、部会を置くことができる。

(委員)

第5条 各専門委員会の委員は、次の各号の定めるところにより、群馬県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という）が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関し学識経験を有する者。
 - (2) 福祉サービス利用者を代表する者。
 - (3) 福祉サービスの提供者を代表する者。
 - (4) その他、社会福祉に関する専門的な知識と理解を有している者。
- 2 委員は各専門委員会の委員を複数兼ねることができる。

(任 期)

第6条 各専門委員会委員の任期は次の各号の定めるところによる。

- (1) 任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第7条 県社協会長は、各専門委員会委員が心身の故障のため職務が遂行できないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、推進センターぐんま運営委員会の報告に基づいて、これを解任することができる。

(委員長等)

第8条 各専門委員会の委員等については次の各号の定めるところによる。

- (1) 委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。
- (2) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第9条 各専門委員会は、委員長が招集する。

(各委員長・副委員長連絡調整会議)

第10条 各専門委員会の委員長及び副委員長で構成する連絡調整会議を、必要に応じて運営委員会委員長が招集して開催することができる。

(委員の守秘義務)

第11条 各専門委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の報告)

第12条 各専門委員会は、定期的に委員会の業務の状況及びその成果について、推進センター運営委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。